

身内が 亡くなったら

手続きと
考えて
おくこと



身内が亡くなるのは大きな悲しみです。
しかしそのときから、やらなければならないことが
次々と押し寄せてきます。
いつ何をすればいいのか、大まかな流れを整理し
把握していれば落ち着いて対処できます。
いざというときの備えのために参考にしてください。

「身内が亡くなった後のやらなければいけないこと」

身内の死去

葬儀・法要

第1章
4P

お墓

第2章
4P

届け出・手続き

第3章
5P

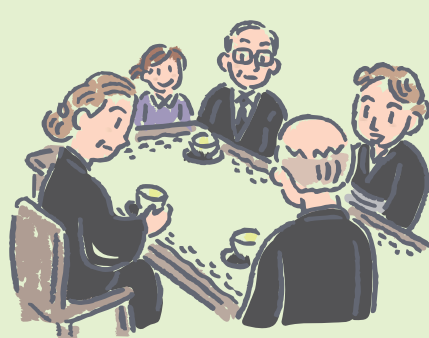
遺産の相続

第4章
6P

- 近親者への連絡
- 葬儀社を決める
- 遺体の搬送 安置
- 葬儀の準備
- 葬儀社との打合せ
知人等への連絡
- 通夜 葬儀 告別式
- 葬儀後の挨拶回り
挨拶状送付
- 四十九日法要

お墓の検討

- お墓に入れる
↓ 納骨
- お墓に入れない
↓ 散骨
↓ 手元供養



返却

- 健康保険被保険者証
介護保険被保険者証
高齢受給者証
後期高齢者医療被保険者証等
- 国民健康保険資格喪失届
(会社員・公務員)
- 年金受給権者死亡届
年金証書返還
- 死亡届提出
死体火葬許可交付申請書提出
火葬許可証を受け取る
埋葬許可証を受け取る(火葬後)
- 死亡診断書を受け取る
コピーを取っておく

5日以内 14日以内 10~14日以内 7日以内

遺言書等の確認



遺品
日記や写真などをどうしたらよいか
スマホやパソコン内のデータをどうするか
誰に何を分けたいのか など

葬儀
葬儀をするのかしないのか
どんな形で執り行ってほしいのか
遺影に使ってほしい写真があるのか
訃報を誰に連絡してほしいのか
献体・臓器提供を希望しているのか など

聞いておきたいこと
故人の気持ちを尊重するために亡くなる前に話し合っておけるといいでしょう

1年以内 10か月以内

4か月以内

第1章

葬儀・法要

臨 終

葬儀社を決める

〈事前に葬儀社を選ぶポイント〉

- 料金が明確で見積もりの内容をきちんと説明してくれるか
- 希望や要望をしっかりと聞いてくれるか
- 担当者のマナーが良く知識が豊富か

葬儀の準備

喪主を決める

葬儀社と打ち合わせ

- 〈葬儀の日時を決める〉
- 僧侶・火葬場・斎場の都合も踏まえる
- 〈葬式の形式と規模を決める〉

事前に信頼できる葬儀社を選んでおけると、スムーズに進められます。故人の意思を反映した葬儀をとり行うためには前もって家族で話し合っておきましょう

遺品の整理

保管しておくもの

- 通帳や相続関連書類や領収書・印鑑 など手続きに必要なもの
- 手帳や日記（メモ）、住所録など
- 故人が使っていたパソコンや携帯電話の必要なデータ



一周忌



遺品の整理

喪中はがきを出す

香典返し



所得税準確定申告

確定申告の必要のある人が亡くなった場合

4か月以内

高額療養費の請求

2年以内

葬祭費等の申請

加入していた健康保険から支給されるので資格喪失届とともに申請するのがよい

2年以内

遺族年金その他の年金手続き

どんな種類の遺族年金が受け取れるのか、様々な要件があるので年金事務所に相談

公共料金等の名義変更

相続人の確認

相続財産・債務確認

相続放棄・限定承認

相続開始を知った日から3か月以内

3か月以内

遺産分割協議

預貯金払い戻し・不動産名義変更等

相続税申告

10か月以内

お墓

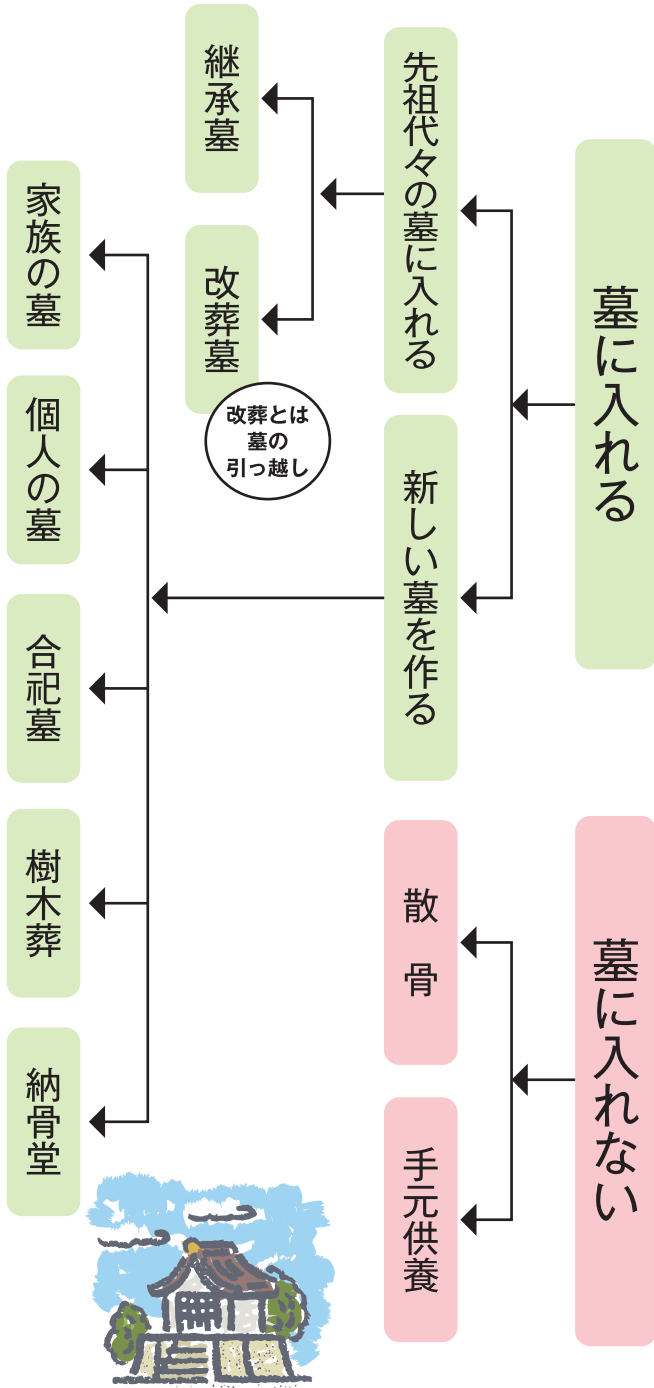
お墓に入りたいのか、不要なのか どこに埋葬されたいのか など

相続

口座のある銀行・証券会社の確認
負債の確認（ローン・借金）
加入している生命保険会社等の確認
会員権の有無 など

第2章

お墓



これまでは先祖代々受け継がれる継承墓が主流でしたが、最近では継承者を考えないお墓やお墓を持たない新しい供養のかたちが注目されています



遺体の搬送・安置場所を決める

- 自宅
- 自宅以外 斎場・葬儀社ホールの安置室
- 火葬場などの霊安室(直葬)
- 病院などから火葬場の安置室へと直接搬送し、その場で短いお別れをする

どんなかたちで見送るのか、故人の意思がわかっている場合は尊重する

- 一般葬：親族・友人・知人・会社関係者や、故人に関わりのあった人々も参列
- 家族葬：家族を中心としたごく小規模の葬儀
- 友人、会社関係など連絡する範囲を考える

葬儀案内

練馬区の指定葬儀場で葬儀を行った場合助成金あり。詳細は区ホームページ参照

以下のように分けて整理してみましょう

故人の愛用品

- 装飾品や時計や思い出になるものなど
- 形見分けの申し出があった場合は、親族の承諾を得る
- 形見分けをする場合は受け取ってもらえるか事前に確認する
- その他(とりあえず取っておくもの)
- 写真、美術・骨董品
- 処分するもの
- 不用品、生活雑貨等

残されて困るものの第1位は写真

継承墓 改葬墓 家族の墓 個人の墓

護持会費や墓地管理費等が必要。未納・滞納が続くと使用権が消滅し無縁仏になってしまう

合祀墓 樹木葬 納骨堂

継承者を考えない形の永代供養墓。納骨堂は様々な形式があるので問い合わせる

散骨 **手元供養**

遺骨を海などにまく散骨や、お墓に入れずに手元に置いておく手元供養、ペンダントに加工するなど、新しい供養の形も広がってきている



第3章

届け出・手続き

届け出、手続きには様々な添付書類が必要です。提出先によってはコピーで可能な場合や返却される場合もあるため、確認しましょう。



手続きに必要な書類を準備する

※マイナンバーが必要になる場合があります

名義変更・支払い口座変更・解約など

死亡を確認した
医師が記入

死亡診断書

コピーして使用

- 死亡届の手続き(原本提出)
- 健康保険などから埋葬料を受け取る手続き
- 生命保険などを受け取る時
- 年金受給権者死亡届手続き
- 遺族年金の手続き など



住民票 (故人・相続人のもの)

- 健康保険などから埋葬料を受け取る手続き
- 銀行預金や株券の名義変更時
- 相続不動産の名義変更時
- 生命保険などを受け取る時
- ※未支給年金受取手続き
- ※遺族年金の手続き
- ※国民年金寡婦年金の手続き など

※故人・請求する人のもの
(場合によっては故人のものは住民票
除票が必要なので年金事務所に相談)

印鑑証明書 (相続人のもの)

- 銀行預金や株券の名義変更時
- 生命保険などを受け取る時
- 遺産分割協議書の作成
- 相続不動産の名義変更時
- 相続税の申告 など

本籍のある区市町村の役所で発行

戸籍謄本 (故人・相続人のもの)

- 生命保険などを受け取る時
- 高額療養費の手続き
- 相続放棄の手続き
- 自動車所有権を移転する時
- 相続に関する手続き
- 年金の受給権者死亡届の手続き
- 未支給年金の受取手続き
- 遺族年金の手続き
- 寡婦年金、死亡一時金の手続き など

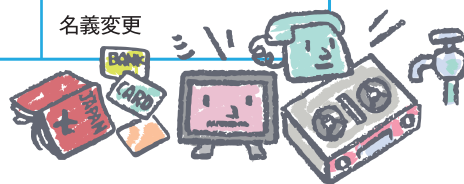
除籍謄本 (故人のもの)

- 相続不動産の名義変更時
- 銀行預金や証券の名義変更時
- 高額療養費の手続き
- 自動車の名義変更時
- 相続に関する手続き など

相続に関する手続きの場合、被相続人(故人)の出生から死亡までの戸籍が必要となる場合があります。



| | | 手続き先 | 手続き内容 |
|-----------------|----------|--------------------|-------------------------------|
| 公共料金 | 電気・ガス・水道 | 各事業の顧客センターなど | 契約者名変更又は廃止 引き落とし口座変更 |
| | NHK受信料 | NHK フリーダイヤル | |
| 固定電話 (NTT) | | NTT 東日本・西日本 | 加入権継承・改称届けまたは 利用休止・解約等の手続き |
| 携帯電話 | | 各電話会社窓口 | 継承または解約 |
| クレジットカード | | 各クレジット会社 | 解約手続き・破棄 |
| 運転免許証 | | 最寄りの警察署または運転免許センター | 返却 |
| パスポート | | 最寄りのパスポートセンター | 返却 |
| UR 都市機構 賃貸住宅 | | 管理サービス事務者など | 名義変更 |



遺産の相続

相続手続きには期限が決められているものもあります。必要に応じ相続の申告、納税をしなければなりません



身内が亡くなった後の葬儀や手続きなどは本当に大変です。

必要な手続きや流れを知って、心構えや準備をしておく、見送る人も見送られる人も安心感につながります。

遺言書

遺言書があれば法定相続より優先される。遺言では自由に財産の分け方を決められるが、配偶者と子・老親には最低限相続できる権利（遺留分）がある
遺言書がなければ相続人全員で協議することになる

相続人

民法によって相続人になることができる「法定相続人」の範囲と順位は決まっている
被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本で相続人が確定される

財産の確認

財産目録を作るとよい
相続では借金などのマイナスの財産も引き継ぐことになるので、マイナスの財産の方が多い場合は相続放棄や限定承認を選ぶことができる
(3か月以内に家庭裁判所に申請書を提出)

財産の分割

相続人全員で話し合い、同意を得る必要がある

〈分割方法〉

- 現物分割
家と土地は配偶者、預貯金は長男、有価証券は長女というように遺産を各々現物で相続する。分かりやすい分割だが、法定相続分通りに分けることは難しい
- 共有分割
相続財産を相続人が共同で所有する。相続人の一人が、不動産を売却したときや次世代の相続が発生すると名義人全員の同意が必要になり、トラブルの元になりやすい
- 換等価分割
不動産を売却し、その代金をそれぞれに分割する。譲渡益に所得税と住民税がかかる
- 代償分割
相続人の一人が遺産（主に不動産等）を相続し、その代償として他の相続人に相続分の差額を現金で払う。そのため不動産の相続人は資金を用意する必要がある

